

[第 3 回]



いわき市立地適正化計画評価等専門委員会

[協議事項]

市立地適正化計画（防災指針）の検討状況について

- (1) これまでの検討状況及び地区ごとの現状と防災上の課題（案）
- (2) 防災指針における水災害への対応方針及び地区ごとの取り組み方針（案）
- (3) 防災指針にあわせ検討している取り扱い（案）



令和 3 年 12 月 21 日（火）
市労働福祉会館 3 階 大会議室 1



目次（全体）



[協議事項] 市立地適正化計画（防災指針）の検討状況について

(1) これまでの検討状況及び地区ごとの現状と防災上の課題（案）

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 国の動向及び防災指針の検討概要 | ・・・ 4 |
| ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果 | |
| 1) 対象とする災害リスク | ・・・ 11 |
| 2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析） | ・・・ 12 |
| 3) 市民及び関係団体等への意向調査結果 | ・・・ 22 |
| ③ 地区（まちなか居住区域）ごとの現状（地区レベル（ミクロ）分析） | ・・・ 25 |
| ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題 | ・・・ 27 |

(2) 防災指針における水災害への対応方針及び地区ごとの取り組み方針（案）

- | | |
|----------------------------|--------|
| ① 防災指針の水災害規模・頻度に対する対応方針（案） | ・・・ 33 |
| ② 地区ごとの防災まちづくりの取り組み方針（案） | ・・・ 34 |

(3) 防災指針にあわせ検討している取り扱い（案）

- | | |
|---------------------------|--------|
| 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の取り扱い（案） | ・・・ 37 |
|---------------------------|--------|



2017～2019.9

いわき市立地適正化計画の策定作業

※策定に合わせて第二次いわき市都市計画マスタープランを策定

2019(R1).10

いわき市立地適正化計画の策定・公表 *R1.10.8

※策定に合わせて、誘導施設等の整備に係る容積率緩和の方針を策定

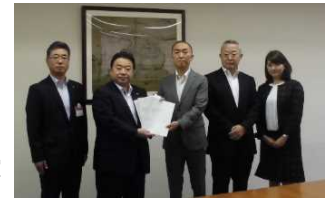


写真 策定委員会から市長へ報告 (2019.8)

2020(R2).3

いわき市立地適正化計画評価等専門委員会第1回会議の開催

○ 報告事項

▶ 計画の評価管理について

▶ 誘導区域見直しの検討について

ア：令和元年東日本台風等の被害を踏まえた誘導区域のあり方に向けた検証の開始

イ：他事業との調整に伴う誘導区域の一部修正

▶ 計画の具現化に向けた誘導施策について



写真 第1回評価等専門委員会(2020.3)

2020(R2).11

いわき市立地適正化計画庁内推進会議第1回会議及び

2021(R3).1

いわき市立地適正化計画評価等専門委員会第2回会議の開催

○ 協議事項

▶ 計画の一部改訂について

▶ 計画の具現化に向けた誘導施策の検討について

▶ 令和2年都市再生特別措置法の改正に伴う災害ハザードエリアを踏まえた都市防災のあり方について



写真 第2回評価等専門委員会(2021.1)



[協議事項] 市立地適正化計画（防災指針）の検討状況について

(1) これまでの検討状況及び地区ごとの現状と防災上の課題（案）

- ① 国の動向及び防災指針の検討概要 . . . 4
- ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果
 - 1) 対象とする災害リスク . . . 11
 - 2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析） . . . 12
 - 3) 市民及び関係団体等への意向調査結果 . . . 22
- ③ 地区（まちなか居住区域）ごとの現状（地区レベル（ミクロ）分析） . . . 25
- ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題 . . . 27



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



2017(H24).9

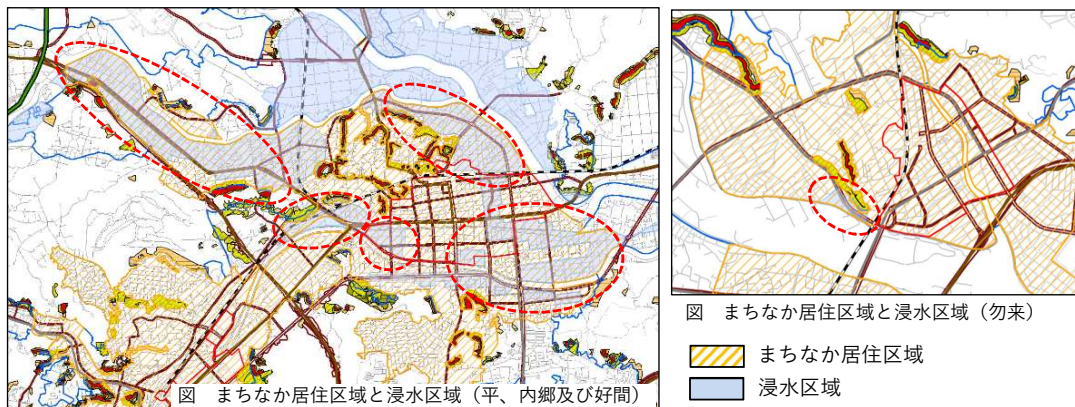
「都市再生特別措置法」の一部改正により「立地適正化制度」が創設

2019(R1).10

「いわき市立地適正化計画」の策定・公表 *R1.10.8

2019(R1).10

「令和元年東日本台風」による大規模な浸水被害



まちなか居住区域のうち、浸水した誘導区域		浸水区域面積(ha)	浸水割合
地区名	面積(ha) [全体に占める割合]		
平、内郷及び好間	1,249.8 [30.6%]	324.1	25.9%
勿来	528.1 [12.9%]	2.9	0.5%
合 計	4,079.6	327.0	8.0%

2020(R2).9

「都市再生特別措置法等」の一部改正により
立地適正化計画への記載事項として「**防災指針**」が追加

4



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



国の動向（令和2年の都市再生特別措置法の改正）

都市再生特別措置法の改正の背景

- 近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- 生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

防災指針に
関係する部分

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成
 - ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等
- ＜災害レッドゾーン＞
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
- ＜災害イエローゾーン＞
- ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

国

上記の理由から、安全で魅力的なまちづくりを推進するため、**国において都市再生特別措置法の改正を実施したもの。**

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律を令和2年6月に公布
（防災指針などの一部は9月7日施行））

5



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



国の動向（令和2年の都市再生特別措置法の改正）

都市再生特別措置法の主な改正内容

【都市再生特別措置法第81条第2項関係】⇒新たに第5号として「防災指針」が追加

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 ～ 四 （略）

五 居住誘導区域（＝いわき市では“まちなか居住区域”）にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「**防災指針**」という。）に関する事項

- 防災指針とは、国の都市計画運用指針において、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、具体的な取り組み（誘導施策）と併せて立地適正化計画に定めるものとされている。
- 同運用指針において、洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、当該範囲を全て居住誘導区域から除外することは現実的に困難と想定しており、“災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる”とされている。
- このため、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、具体的な取り組みを位置付けた防災指針を定めることとしている。



都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画への防災指針策定の義務化を受け、R3年度より防災指針の策定に向けて、具体的な検討に着手。

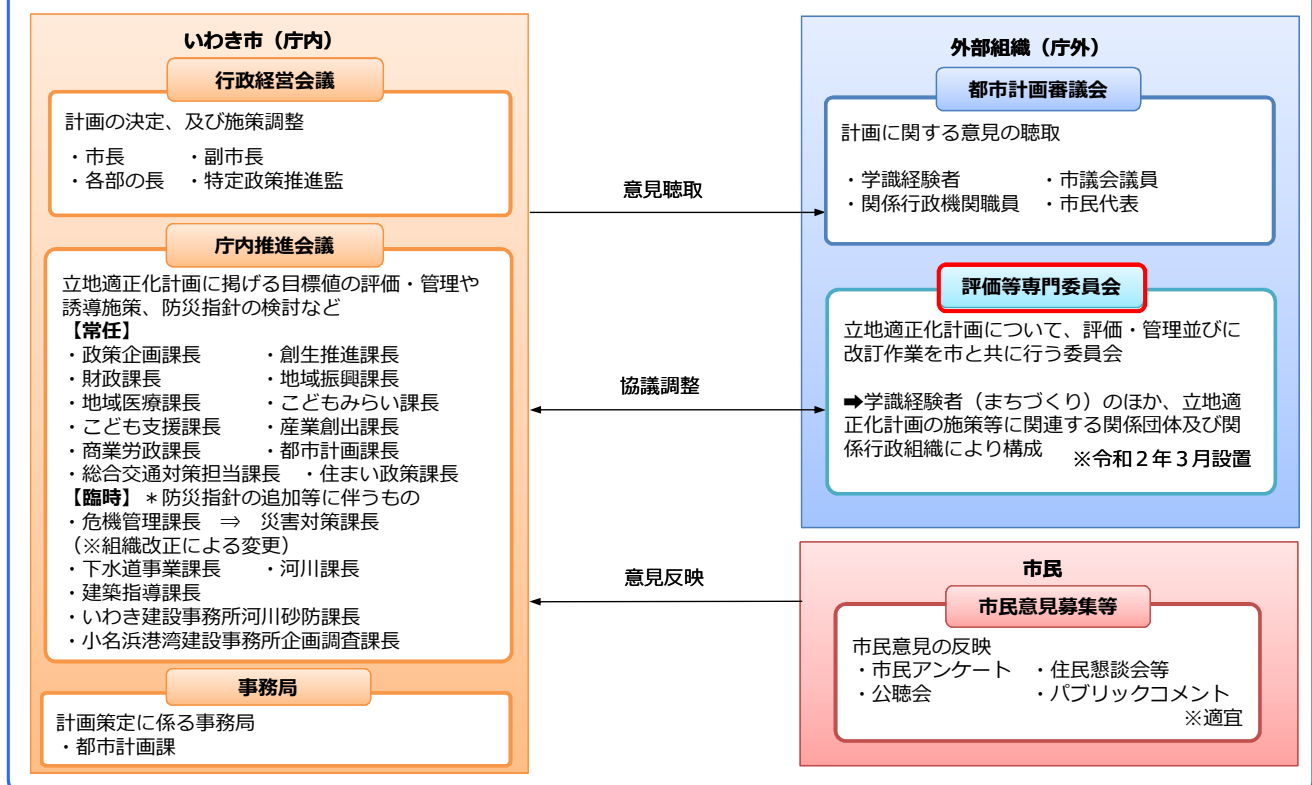
6



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



検討体制



7

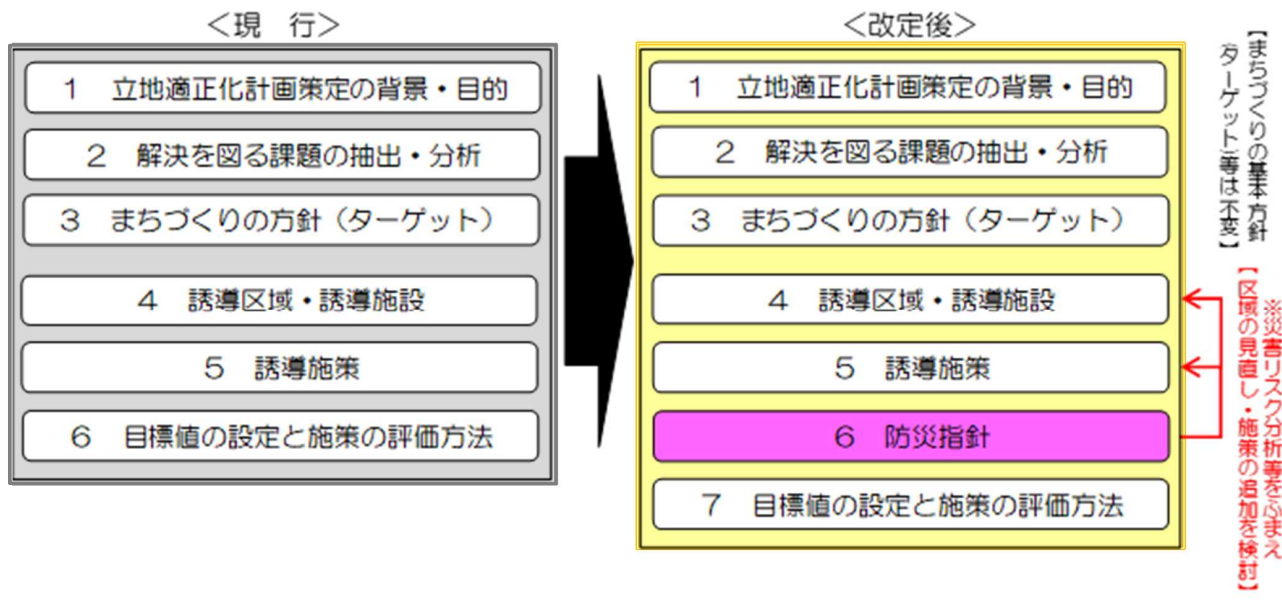


(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



改訂後の体系イメージ

令和元年10月に策定した市立地適正化計画において、**新たに防災指針を追加し**、災害リスクの分析等を踏まえ、誘導区域の見直しや誘導施策の追加などを検討。



8



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要

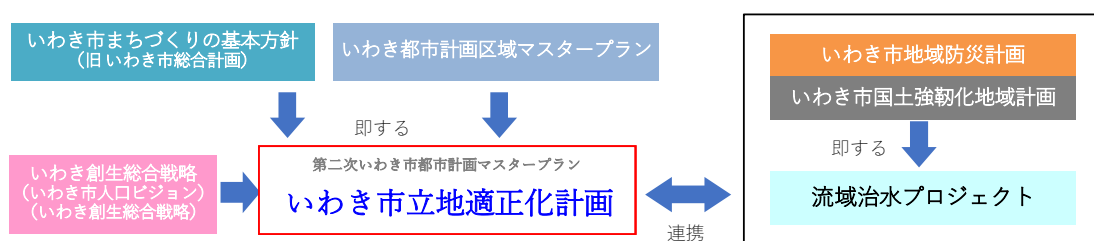


個別計画との関連性

【「市流域治水プロジェクト」と「市立地適正化計画（防災指針）」との関係性】

- ・ **流域治水プロジェクト**は、流域全体で河川整備や雨水流出抑制対策を行う「流域治水」の考え方のもと、「①氾濫をできるだけ防ぐ」、「②被害対象を減少させる」、「③被害の軽減・早期復旧復興」の3つの柱に基づく総合的な対策により浸水被害の軽減を図るものである。
- ・ **防災指針**は、都市再生特別措置法に基づく、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針である。

・ 「市立地適正化計画（防災指針）」では、近年の水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、津波を含む水災害対策に重点を置くものとし、「河川に関する対策」、「流域に関する対策」、「避難・水防等に関する対策」を含む「流域治水プロジェクト」と連携した、防災・減災対策に取り組むものとする。



9



(1) ① 国の動向及び市防災指針の検討概要



災害ハザードの取り扱い状況

- 現行計画では、誘導区域内に災害リスクが高い **災害レッドゾーン※1** は含んでいない。
- **災害イエローゾーン※2** のうち、洪水浸水想定区域については、人口分布や公共交通、都市機能集積などの状況から、一部誘導区域に含めている。

【都市計画運用指針（国土交通省）より】

※1：居住誘導区域に含まないこととすべき区域

※2：原則として、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

<本市の都市計画区域内の災害リスク区域 一覧表>

	土砂災害 特別警戒	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 防止	津波災害 特別警戒	浸水被害 防止区域	災害危険 ※2	土砂災害 警戒	津波災害 警戒	洪水浸水想定 ※1・4	雨水出水 浸水想定	高潮浸水 想定	津波浸 水想定
都市計画区 域内の存在 の有無	○	○	○	未指定	未指定	○	○	未指定	○	未指定	未指定	○
市街化区 域内の存在 の有無	○	○	○	未指定	未指定	○	○	未指定	○	未指定	未指定	○
誘導区域に 含めている かどうか	×	×	×	－	－	×	×	－	○	－	－	○
発生頻度	高	高	高	低	低	－	高	低	想定最大：低 計画規模：高	－	－	低
被害程度	高	高	高	高	高	－	中	中	低～高※3 浸水深で異なる	－	－	浸水深で 異なる

※1：現時点の公表河川→洪水予報河川：夏井川

水位周知河川(今後指定予定)：仁井田川,新川,好間川,蛭田川,鮫川,藤原川,(大久川),(滑津川)

※2：防災集団移転事業を実施するため津波被災地域の一部（江名走出,錦町須賀,久之浜町末続,久之浜町金ヶ沢）を指定。

※3：リスクの大小を把握する上では、浸水深の他、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流,河岸浸食）がある。

※4：洪水予報及び水位周知河川以外の河川のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて浸水想定区域の指定対象に追加。

（水防法改正(令和3年7月施行)）

レッドゾーン

イエローゾーン



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



1) 対象とする災害リスク

- ・都市づくりにおいて考慮する災害として、防災指針において対象とする災害は、災害の被害規模・発生頻度も踏まえて、以下の災害とする。

①洪水

- ・過去35年の間に、8.5水害、平成元年台風13号水害、令和元年東日本台風と3度の水害に見舞われている。
- ・今後、気候変動により台風が大型化するなどの可能性が指摘されていることを踏まえ、都市づくりにおいて考慮する災害とする。

②雨水出水(内水)

- ・下水道施設の能力を超える局所的な豪雨が増加する傾向にあることから、都市づくりにおいて考慮する災害とする。

③津波

- ・洪水や雨水出水と比較する発生頻度は低いが、被害は洪水及び雨水出水以上の甚大かつ広範囲に及ぶことから、都市づくりにおいて考慮する災害とする。

④土砂災害

- ・地震及び風水害によって発生し、予測が困難であることから、ひとたび災害が発生すると人命への危害も大きいと、都市づくりにおいて考慮する災害とする。



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

都市レベル（マクロ）分析とは…

- 都市計画区域全体から見た災害リスクの俯瞰・分析を行うもの。

No	分析項目	目的
1	地勢等自然条件	
1)	色別標高	地形に起因する浸水被害が発生しやすい箇所の把握
2)	人口分布	人口の分布状況の把握
3)	病院・福祉施設の立地状況	要配慮者に係る災害リスクの把握
2	災害リスクの俯瞰	
1)	洪水浸水想定区域	洪水浸水リスクの把握
2)	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害リスクの把握
3)	津波浸水想定区域	津波被害リスクの把握
4)	総合的な災害リスクの重ね合わせ	総合的な災害リスクの把握
3	大規模盛土造成等宅地開発の履歴	
1)	大規模盛土造成等宅地の分布状況	大雨・地震による地滑り等のリスク箇所の把握

12

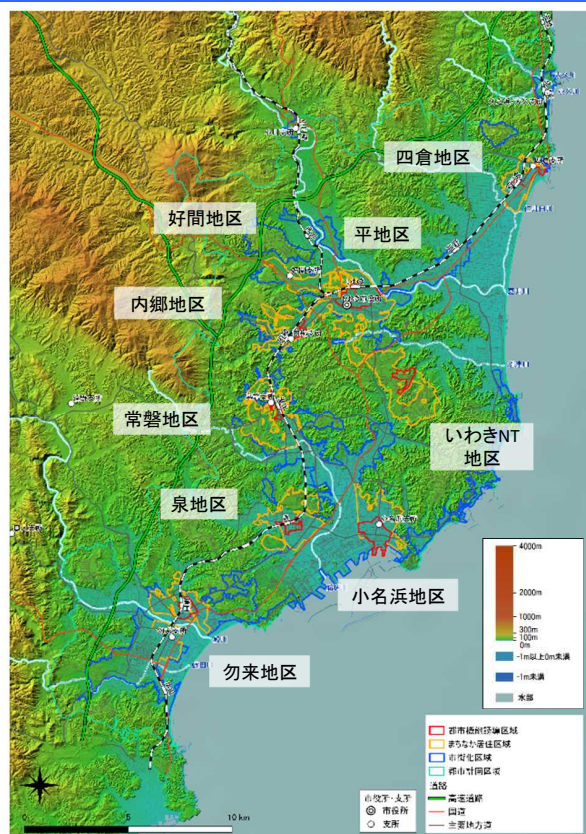


(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

1 地勢等自然条件 1) 色別標高



・市内には夏井川、鮫川、藤原川、仁井田川といった大きな4つの河川をはじめ、複数の中小河川が流れており、河川沿い及び河口部に低地が広がっている。

・都市機能誘導区域及びまちなか居住区域について、いわきNT地区を除き、大部分が低地であり、洪水による浸水リスクが高い。

・四倉、小名浜、勿来地区の沿岸部では、広範囲に渡って低地が広がっており、津波による浸水リスクも高い。

出典: 国土地理院 色別標高図

13



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果

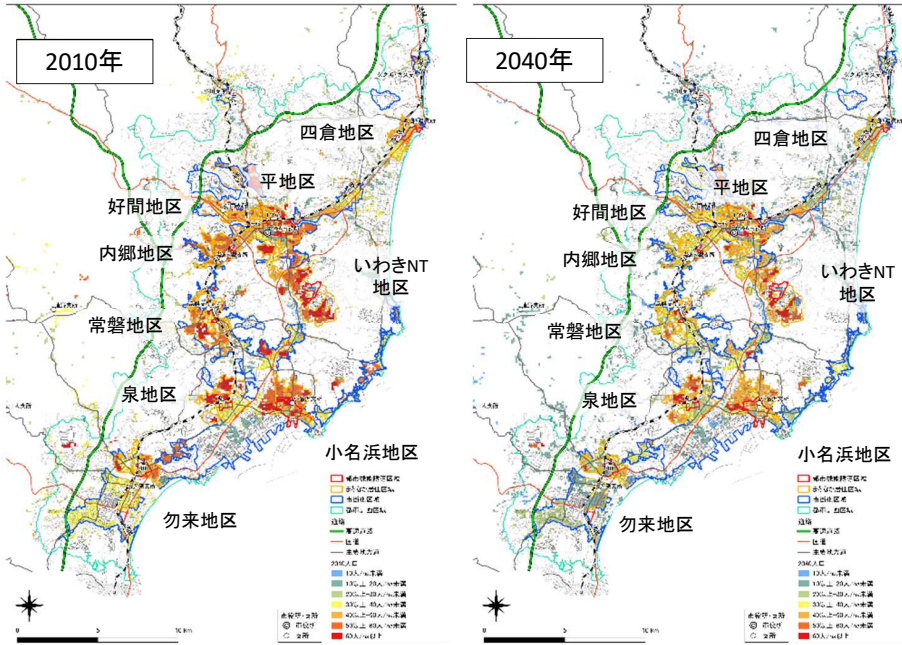


2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

1 地勢等自然条件 2) 人口分布

・いわき市内で人口密度の高い地区は概ねまちなか居住区域内であり、一部まちなか居住区域外にも人口密度の高い地区がみられる。

・2010年と比べて2040年の人口は全体的に減少傾向にあるが、まちなか居住区域のうち、平、いわきNT、常磐、泉、小名浜地区では人口密度60人/h a以上の地区があり、本市の中でも特に人口が集積している。



出典：いわき市立地適正化計画
(令和3年2月公表)

14

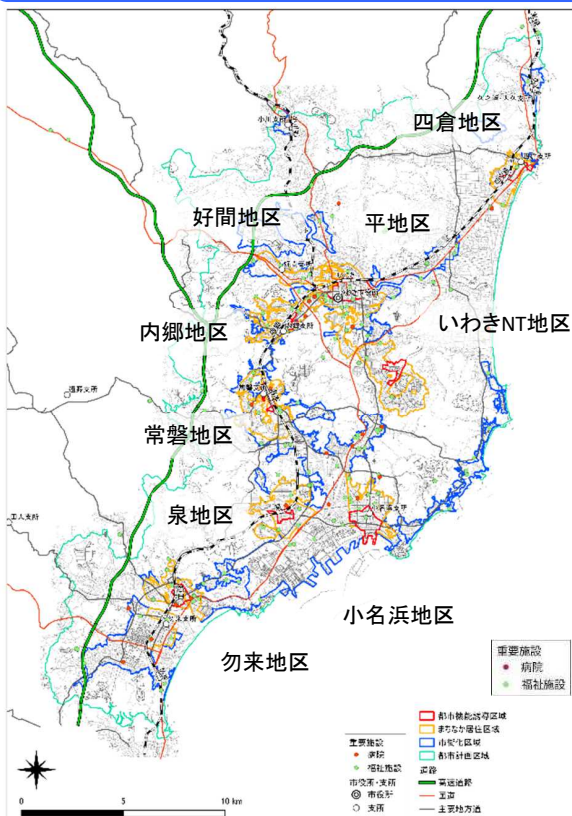


(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

1 地勢等自然条件 3) 病院・福祉施設の立地状況



・いわき市内において、病院はまちなか居住区域内外で同程度立地しているが、福祉施設は居住区域外に多く立地している。

※ここでの病院は入院可能な病床を備えた病院を指す。また、福祉施設も滞在が可能な介護施設・老人ホームを指す。

表：いわき市内の重要施設の数

	病院	福祉施設
まちなか居住区域内	13施設	63施設
まちなか居住区域外	13施設	118施設
合計	26施設	181施設

出典：
・福島県ホームページ「県内病院一覧(令和3年6月1日現在)」
・いわき市ホームページ「介護保険施設等情報」

15



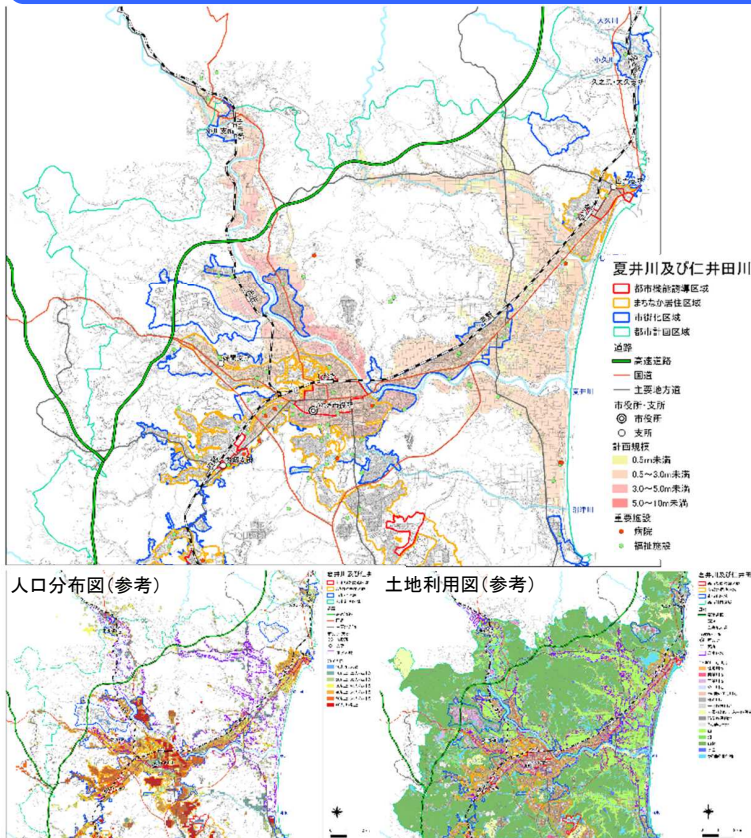
(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

※夏井川(L1)：年超過確率1/70の降雨量
仁井田川(L1)： 〃 1/50 〃

2 災害リスクの俯瞰 1) 洪水浸水想定区域（夏井川及び仁井田川：L1）



《概況》

- 夏井川下流域において、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
- 夏井川中流域～上流域にかけて、0.5～10m未満（一部5.0～10m未満）の浸水が想定されている。
- 夏井川流域内において、計6か所の病院と、計28か所の福祉施設の浸水が想定されている。

《市街化区域》

- 平地区の都市機能誘導区域及びまちなか居住区域、平窪及び赤井の市街地において、0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。
- まちなか居住区域外の白土、神谷、及び草野の市街地においても、0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。
- 特に平地区は市の中心部であり居住人口も多く、市役所本庁舎などの行政機関も多く立地しており、多数の人的被害・建物被害が生じる恐れがある。
- 好間地区のまちなか居住区域において、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。

《市街化調整区域》

- 夏井川及び仁井田川の下流域において、0.5～3.0m未満の浸水が想定されており、大部分は農地であるが、狐塚や下仁井田地区においては、既存の集落が立地している。

16



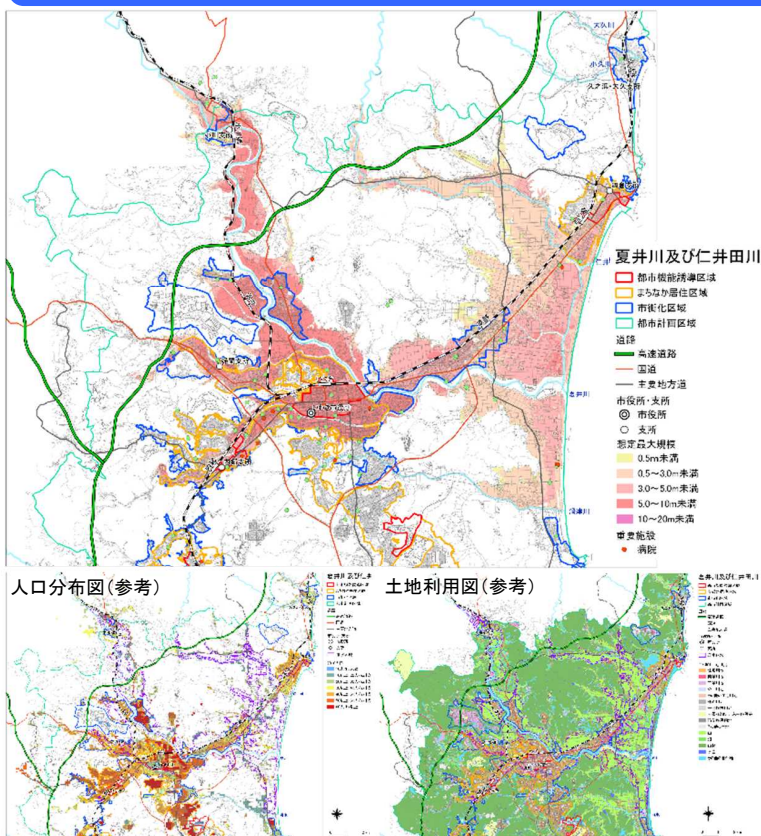
(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

※夏井川及び仁井田川(L2)
：1000年に1度程度の降雨量

2 災害リスクの俯瞰 1) 洪水浸水想定区域（夏井川及び仁井田川：L2）



《概況》

- 夏井川下流域において、0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。
- 夏井川中流域～上流域にかけて、5.0～10m未満の浸水が想定されている。
- 夏井川流域内において、計8か所の病院と、計42か所の福祉施設の浸水が想定されている。

《市街化区域》

- 平地区の都市機能誘導区域及びまちなか居住区域、並びにその縁辺部において、5.0～10m未満の浸水が想定されており、居住人口も多く、市役所本庁舎などの行政機関も多く立地しており、多数の人的被害・建物被害が生じる恐れがある。
- まちなか居住区域外の神谷、草野の市街地において、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
- 内郷地区の都市機能誘導区域及びまちなか居住区域、好間地区のまちなか居住区域、平窪及び赤井の市街地において、3.0～10mの浸水が想定されている。

- 四倉地区の都市機能誘導区域及びまちなか居住区域において、0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。

《市街化調整区域》

- 夏井川及び仁井田川の下流域において、3.0～5.0m未満の浸水が想定されており、大部分は農地であるが、下仁井田地区においては、既存の集落が立地している。

17

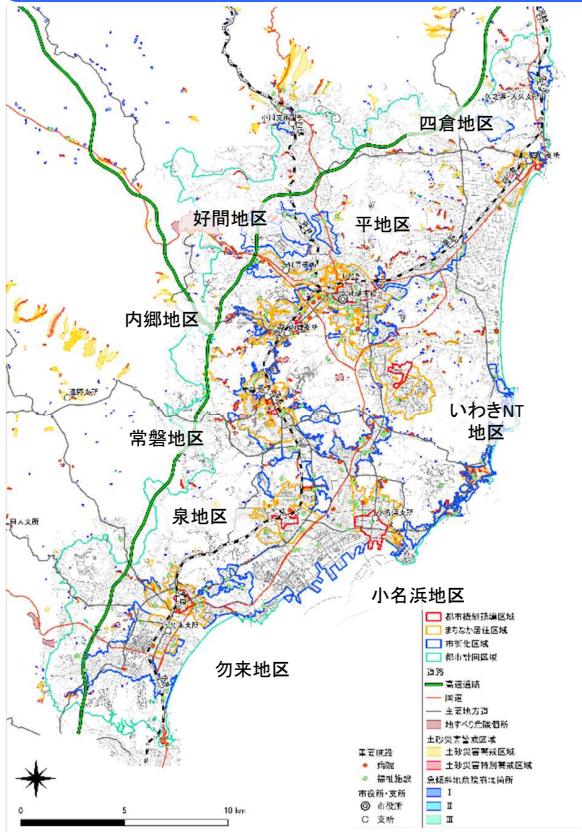


(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

2 災害リスクの俯瞰 2) 土砂災害(特別)警戒区域



《土砂災害特別警戒区域》

・病院・福祉施設は存在しない。

《土砂災害警戒区域》

- ・福祉施設が計4ヶ所存在する。
- ・大部分が都市計画区域外の山沿いや丘陵地などに存在しているが、まちなか居住区域を有する平地区、内郷地区、常磐地区の市街地においても一部存在する。
- ・なお、現行の立地適正化計画では、土砂災害（特別）警戒区域については、居住区域から除外している。

★ 立地適正化計画策定後に指定された土砂災害（特別）警戒区域の取り扱いについて、まちなか居住区域の見直しを含め本防災指針で整理するもの。

■土砂災害警戒区域等指定箇所・地区別（令和元年12月現在）

地区	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	計
平	0	118	30	148
小名浜	0	154	14	168
勿来	0	72	29	101
常磐	2	82	14	98
内郷	1	66	27	94
四倉	0	19	18	37
逸野	0	47	62	109
小川	0	16	33	49
好間	0	27	5	32
三和	0	83	66	149
田人	0	33	82	115
川前	0	11	32	43
久之浜・大久	0	16	15	31
計	3	744	427	1,174

出典：いわき市地域防災計画
一風水害対策編（令和3年4月修正）

18

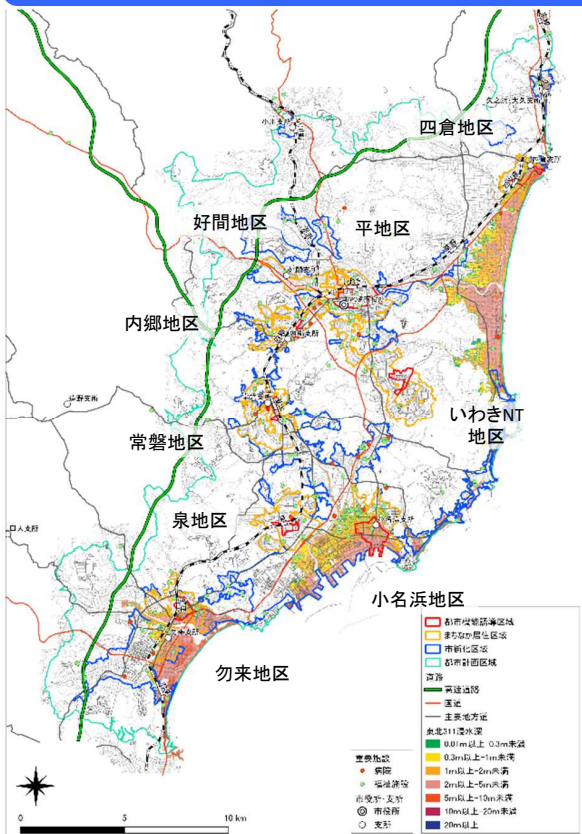


(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

2 災害リスクの俯瞰 3) 津波浸水想定区域



《概況》

- ・四倉、平、小名浜地区の沿岸において、2.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
- ・勿来地区の沿岸において、10m未満の浸水が想定されている。
- ・市地域防災計画における被害想定では、津波により約13,000棟の建物が全壊し、約1,600人の死者数が生じるものと想定されている。

《市街化区域》

- ・四倉地区・小名浜地区・勿来地区（植田町）の都市機能誘導区域及びまちなか居住区域、勿来地区（錦町）のまちなか居住区域において、0.3m～5.0m未満の浸水が想定されている。
- ・特に小名浜地区は、人口密集地区と浸水想定区域とが重なっており、甚大な人的被害が出ることが想定される。
- ・勿来地区（関田）において、5.0m～10m未満の浸水が想定されている。
- ・津波の浸水深が2m以上の地域は木造建物がほぼ全壊の恐れがあり、早期避難に向けた対策が必要となる。

《市街化調整区域》

- ・平地区の沿岸において、5.0m未満の浸水が想定されている。
- ・浸水が想定されているエリアは農地が中心であり、下仁井田地区や下高久地区等において既存の集落が立地している。

19

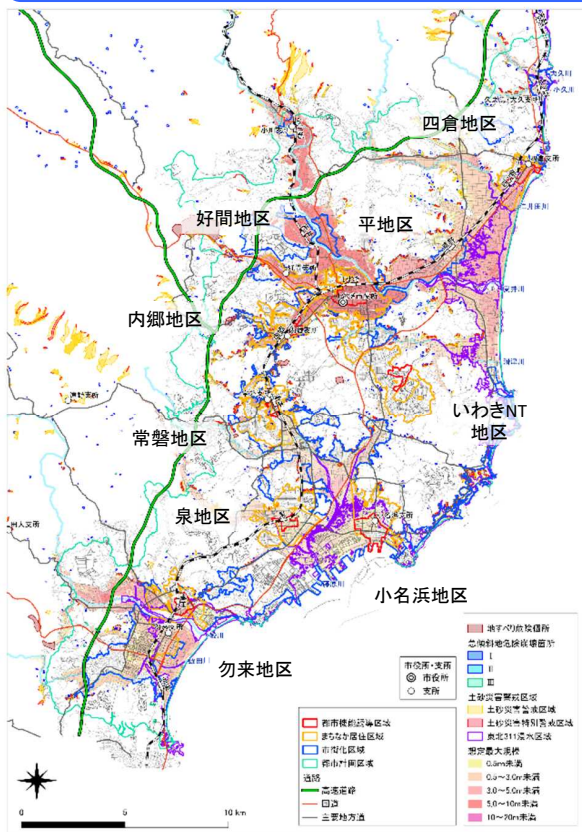


(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

2 災害リスクの俯瞰 4) 総合的な災害リスクの重ね合わせ



《概況》

- ・市内には夏井川、鮫川、藤原川、仁井田川といった大きな4つの河川をはじめ、複数の中小河川が流れており、河川沿い及び河口部に低地が広がっており、広範囲にわたり洪水による浸水が想定されている。
- ・本市の沿岸部では、東日本大震災の甚大な津波被害以上の浸水範囲が想定されている。

《市街化区域》

- ・洪水浸水想定区域では、人口密度の高い地区やまちなか居住区域の半数以上の浸水が想定されている。
- ・いわきNT地区を除く、全ての都市機能誘導区域で浸水が想定されている。
- ・最大規模降雨の洪水浸水想定区域では、行政、医療、福祉、教育、商業などの重要な都市機能が集積する本市の中心市街地（平地区）で5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
- ・小名浜、勿来、四倉地区では、洪水に加え津波による浸水が想定されている。

《市街化調整区域》

- ・洪水や津波による浸水想定では大部分が農地であるが、一部、河口付近や市街化区域の縁辺部などに既存集落が立地している。

20



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



2) 災害リスクの分析結果（都市レベル（マクロ）分析）

3 大規模盛土造成等宅地開発の履歴



《概況》

- ・大規模盛土造成等宅地と土砂災害特別警戒区域が重なる箇所は、計62ヶ所存在する。
- ・大規模盛土造成等宅地と土砂災害警戒区域が重なる箇所は、計29ヶ所存在する。
- ・大規模盛土造成等宅地と土砂災害警戒区域（または特別警戒区域）が重なる範囲内に、福祉施設が1ヶ所存在する。
- ・大規模盛土造成等宅地については、現地調査や造成年代調査などを行い、安全性調査の必要性を確認し、必要に応じて詳細調査や予防対策工事などを検討する必要がある。

21



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



3) 市民及び関係団体等への意向調査結果

ア 市民へのアンケート調査

※詳細は資料4を参照

対象者	方法	調査の視点(主な調査項目)
住民 ハザードエリア（津波・河川洪水の浸水深0.5m以上）内に居住の世帯主 （無作為抽出2,000世帯／36,000世帯）	アンケート 9月24日（金）から 10月4日（月）まで	・災害リスクの認知度 ・居住の継続や移転に係る意向 ・必要なハード、ソフト対策 など
結果概要	➤回収状況：622名（約31%） 将来の住まいに関する回答としては、 ・「住み続けたい」との回答が大多数を占めた（約79%） 特に重要だと回答のあった防災・減災対策としては、 ・河川の改修などの水害対策の充実（約59%） ・水害や津波発生時における避難場所の整備（約44%） ・安全な避難路の整備（約36%） など ➤主にハード整備による対策を望む声が多く確認された	

22



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



3) 市民及び関係団体等への意向調査結果

イ 関係団体へのヒアリング及びアンケート調査

※詳細は資料4を参照

対象者	方法	調査の視点(主な調査項目)
関係団体 1) 宅建協会 ・会員約83名 2) 不動産協会 ・会員約168名	ア) 代表者ヒアリング イ) 会員アンケート ア) 9月21日（火）、22（水） イ) 9月27日（月）から 10月6日（水）まで	・まちなか居住区域の設定及び見直しが住宅建築の動向に与える影響 ・災害リスクを踏まえた住宅建築の立地動向 ・住宅市場における防災対策の状況 ・必要なハード、ソフト対策 など
結果概要	➤回収状況：宅建47名（約30%）、不動産13名（約16%） ➤主な意見： ・ハザードエリアが住宅・不動産市場に与える影響は大きい ・浸水リスクが高くても利便性が高い平、小名浜などの市街地への居住意向は依然として強い ・災害リスクによるまちなか居住区域の見直し(区域除外)が行われれば、見直し区域における住宅建築の影響はある。	

23



(1) ② 災害リスクの分析・評価及び意向調査の結果



3) 市民及び関係団体等への意向調査結果

ウ 医療・福祉・宿泊施設へのヒアリング及びアンケート調査

※詳細は資料4を参照

対象者	方法	調査の視点(主な調査項目)
企業等 ①病院（2施設） ②福祉施設（5施設） ③宿泊施設（4施設） ※ハザードエリア内の代表的な施設 (本市立適で設定した誘導施設) を抽出	ヒアリング ・アンケート 9月21日（火）から 10月8日（金）まで	・ <u>災害リスクの認知度</u> ・ <u>立地の継続や移転に係る意向</u> ・ <u>避難者の受入支援の可否</u> ・ <u>必要なハード、ソフト対策</u> など
結果概要 ➤ 主な意見： ・ 防災対策を充実して <u>立地を継続したい</u> 。 ・ 備蓄物資や避難場所運営に係る <u>支援があれば避難者の受け入れは可能</u> 。 ・ 防災・減災対策としては、主に <u>河川の改修など</u> <u>ハード整備による対策を要望</u> 。		

24



(1) ③ 地区（まちなか居住区域）ごとの現状

（地区レベル（ミクロ）分析）と防災上の課題



地区レベル（ミクロ）分析とは…

- 災害ハザード（浸水深、土砂災害警戒区域等）と都市情報（建物階数、高齢者人口、主要施設分布（避難所・医療・福祉施設）等）を重ね合わせ、居住区域ごとの災害リスクの分析・評価を行うもの。

分類	番号	災害ハザード情報	都市情報	分析の目的
洪水	1	浸水深(洪水)	× 平屋分布 × 避難所	避難所を利用する可能性の高い世帯・人口の把握 (床上・床下浸水に係わらず浸水被害を受ける平屋)
	2		× 建物階数	垂直避難が可能及び困難な建物数の把握
	3		× 高齢者人口	避難時の補助が特に必要な地域の把握
	4		× 主要施設(医療・福祉施設)	浸水のリスクのある医療・福祉施設数 及び要配慮者数の把握
	5	家屋倒壊等氾濫想定区域	× 木造建物分布	流出の危険がある建物の把握
	6	浸水継続時間	× 主要施設(医療・福祉施設)	病院・福祉施設などにいる災害弱者が孤立する 可能性の把握
	7	浸水深(洪水) × 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 浸水継続時間	-	洪水被害の危険度が高いエリア(浸水深が深く、 家屋倒壊等氾濫想定区域であり、 浸水継続時間(72時間以上)が長いエリア)の把握
雨水出水	8	内水氾濫想定区域 × 浸水深(内水)	× 建物	内水氾濫による建物へのリスク、 避難行動への影響等の把握
津波	9	浸水深(津波)	× 木造建物分布	流出の危険がある建物の把握
	10		× 堅牢建物階数	垂直避難での対応が可能か
	11		× 高齢者人口	避難時の補助が特に必要な地域の把握
	12		× 主要施設(医療・福祉施設)	浸水のリスクのある医療・福祉施設数 及び要配慮者数の把握
土砂災害	13	土砂災害警戒区域	× 浸水深(洪水) × 緊急輸送道路	複合災害による交通障害の可能性の把握

国の都市計画運用指針において、「防災指針に基づく取組は、基本的に居住誘導区域（＝まちなか居住区域）内を対象」と位置付けており、本市においても、まちなか居住区域を対象とした現状と課題、取り組み方針等の検討を進めるもの。

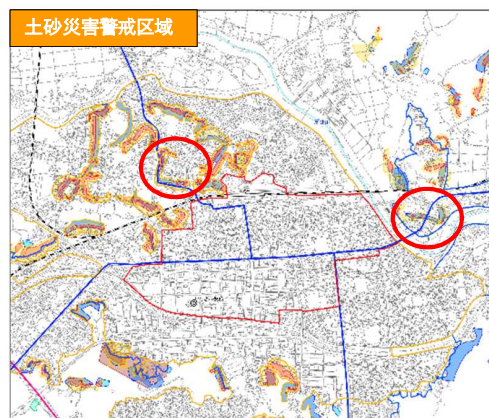
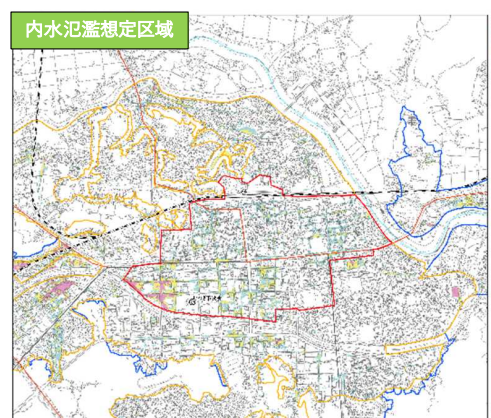
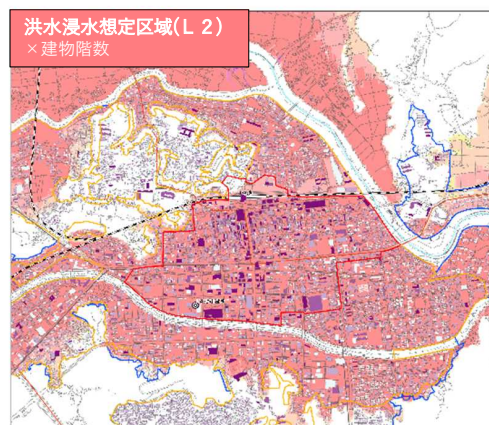
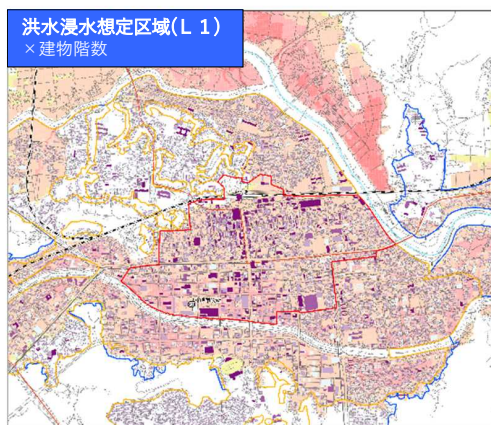
25



(1) ③ 地区(居住区域)ごとの現状(地区レベル(ミクロ)分析)



① 平地区



26



(1) ④ 地区 (まちなか居住区域) ごとの防災上の課題



- 災害リスク分析を踏まえ、次のとおり地区(まちなか居住区域)ごとの防災上の課題を整理するもの。

分類	地区	課題
洪水 浸水	①平 地区	【L1・L2】 まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 >緊急輸送路や鉄道、商業、業務、医療、福祉、教育、行政など、重要な都市機能や居住区域が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。 >浸水深よりも低い建物が多いため、宿泊施設や高層マンション等の民間施設を活用した避難場所の検討が必要である。
		【L2】 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送路があり、木造建物も多い。 >家屋倒壊等氾濫想定区域内に緊急輸送路や既存の住宅地などが含まれており、木造住宅が多い。 >土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。
		②内郷 地区
		【L1】 まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）の一部が洪水によって浸水する。 >居住区域の一部が浸水想定区域内にあり、河川整備等による浸水深の低減が求められる。 >河川整備等は中長期を要するため、建物の浸水防災対策による浸水被害の低減が求められる。
		【L2】 都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 >鉄道や医療、福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。
		【L2】 家屋倒壊等氾濫想定区域に木造建物が多い。 >家屋倒壊等氾濫想定区域内に既存の住宅地や福祉施設などが含まれており、木造住宅が多い。 >土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。
	③好間 地区	【L1・L2】 まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 >主要なバス路線や福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。
		【L2】 家屋倒壊等氾濫想定区域に木造建物が多い。 >家屋倒壊等氾濫想定区域内に既存の住宅地や教育、行政施設などが含まれており、木造住宅が多い。 >土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。

27



(1) ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題



分類	地区	課題
洪水 浸水	④小名浜 地区	【L2】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域の半数以上が洪水によって浸水する。 ➢緊急輸送路や商業、業務、医療、福祉、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。また重要港湾や観光施設、大規模商業施設などが浸水想定区域内にあり、観光客の避難対策も求められる。 ➢浸水深よりも低い建物が多いため、宿泊施設等の民間施設を活用した避難場所の検討が必要である。
	⑤勿来 地区	【L1・L2】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 ➢緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。 ➢浸水深よりも低い建物が多いため、宿泊施設等の民間施設を活用した避難場所の検討が必要である。 【L2】家屋倒壊等氾濫想定区域に木造建物が多い。 ➢家屋倒壊等氾濫想定区域内に既存の住宅地などが含まれており、木造住宅が多い。 ➢土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。
	⑥四倉 地区	【L1】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域の一部が洪水によって浸水する。 ➢居住区域の一部が浸水想定区域内にあり、河川整備等による浸水深の低減が求められる。 ➢河川整備等は中長期を要するため、建物の浸水防災対策による浸水被害の低減が求められる。 【L2】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 ➢緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。

28



(1) ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題



分類	地区	課題
洪水 浸水	⑦泉 地区	【L2】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。 ➢鉄道や医療、福祉、商業、業務、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。 【L2】河川沿いの一部に家屋倒壊等氾濫想定区域がある。 ➢家屋倒壊等氾濫想定区域内に既存の住宅地などが含まれている。 ➢土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。
	⑧常磐 地区	【L1】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）の一部が洪水によって浸水する。 ➢居住区域の一部が浸水想定区域内にあり、河川整備等による浸水深の低減が求められる。 ➢河川整備等は中長期を要するため、建物の浸水防災対策による浸水被害の低減が求められる。 【L2】まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域の一部が洪水によって浸水する。 ➢鉄道や福祉、商業、業務など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。 【L2】河川沿いの一部に家屋倒壊等氾濫想定区域があり、木造建物が多い。 ➢家屋倒壊等氾濫想定区域内に既存の住宅地などが含まれている。 ➢土地利用の誘導など被害対象を減少させるための対策が求められる。
分類	地区	課題
雨水出水 （内水） 浸水	まちなか 居住区域	まちなか居住区域の一部が内水によって浸水する。
		➢一部の地区で内水による浸水被害を低減させる対策が求められる。

29



(1) ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題



分類	地区	課題
津波 浸水	④小名浜 地区	まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが津波によって浸水する。 > 緊急輸送路や商業、業務、福祉、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。また重要港湾や観光施設、大規模商業施設などが浸水想定区域内にあり、観光客の避難対策も求められる。 > 浸水深よりも低い建物が多いため、宿泊施設や高層な建物等の民間施設を活用した一時避難場所の検討が必要である。
	⑤勿来 地区	まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域の一部が津波によって浸水する。 > 緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。 > 浸水深よりも低い建物が多いため、宿泊施設や高層な建物等の民間施設を活用した一時避難場所の検討が必要である。
	⑥四倉 地区	まちなか居住区域（高台の住宅団地を除く）や都市機能誘導区域のほとんどが津波によって浸水する。 > 緊急輸送路や鉄道、福祉、商業、業務、教育、行政など、重要な都市機能や住宅地が浸水想定区域内にあり、機能の維持や施設ごとの避難体制の強化等が求められる。

分類	地区	課題
土砂 災害	まちなか 居住区域 (⑨地区を除く)	まちなか居住区域の縁辺部に土砂災害警戒区域等が指定されている。 > まちなか居住区域及びその縁辺部の一部に、土砂災害発生時に緊急輸送路の閉塞が生じる可能性がある。
大規模 盛土	まちなか 居住区域 (③,⑤地区を除く)	まちなか居住区域内に谷埋め型や腹付け型の大規模盛土造成地となっている住宅団地がある。 > 現地調査などを行い、安全性調査の必要性を確認し、必要に応じて詳細調査等の取り組みが必要である。

30



(1) ④ 地区（まちなか居住区域）ごとの防災上の課題



<地区ごとの防災上の主な課題（イメージ）>

好間地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。
 ・主要なバス路線や福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ・特に支所や小学校等が立地している。

内郷地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。
 ・鉄道や医療、福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ・特に駅や支所、小学校、病院等が立地している。

常磐地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域の一部が洪水によって浸水する。
 ・鉄道や福祉、業務等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ・特に駅や宿泊施設等が立地している。

泉地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。
 ・鉄道や医療、福祉、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ・特に駅や市民SCが立地している。

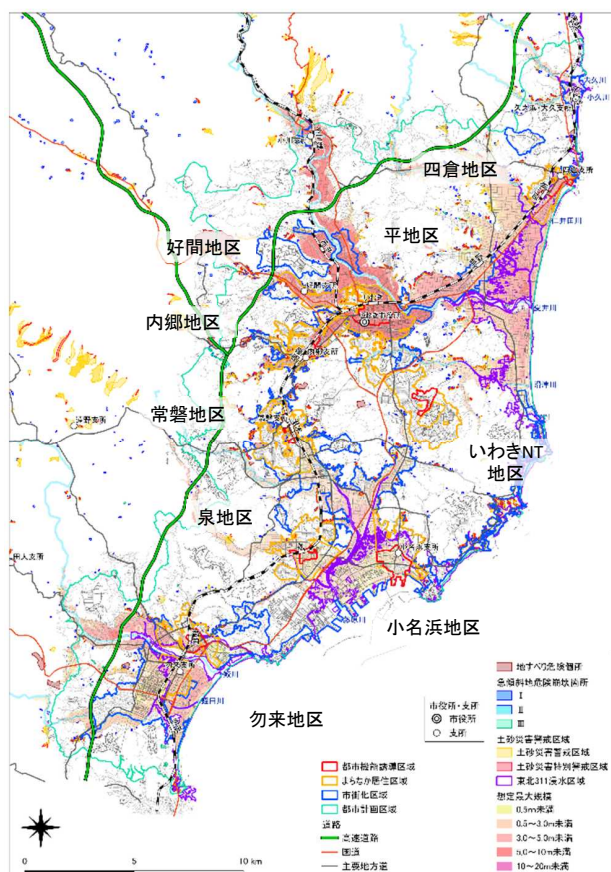
勿来地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。
 ・緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。

●津波

・洪水と同様に誘導区域のほとんどが浸水し、特に駅や支所、小中学校、病院等が立地している。



四倉地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域の一部が洪水によって浸水する。
 ・緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ●津波
 ・洪水と同様に誘導区域のほとんどが浸水し、特に駅や支所、小中学校等が立地している。

平地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域のほとんどが洪水によって浸水する。
 ・緊急輸送路や鉄道、医療、福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ・特に駅や本庁舎、国庫の合同庁舎、小中学校、宿泊施設等が立地している。

小名浜地区

●洪水

・まちなか居住区域や都市機能誘導区域の半数以上が洪水によって浸水する。
 ・緊急輸送路や商業、医療、福祉、教育、行政等の都市機能が浸水想定区域内に立地している。
 ●津波
 ・洪水と同様に誘導区域のほとんどが浸水し、特に支所や小学校、観光施設、大規模商業施設、宿泊施設等が立地している。

全域

●雨水出水（内水）

・まちなか居住区域の一部で内水による浸水被害が生じる。

●土砂災害

・まちなか居住区域の縁辺部に土砂災害警戒区域等が指定されており、一部に土砂災害発生時に緊急輸送路の閉塞が生じる可能性がある。

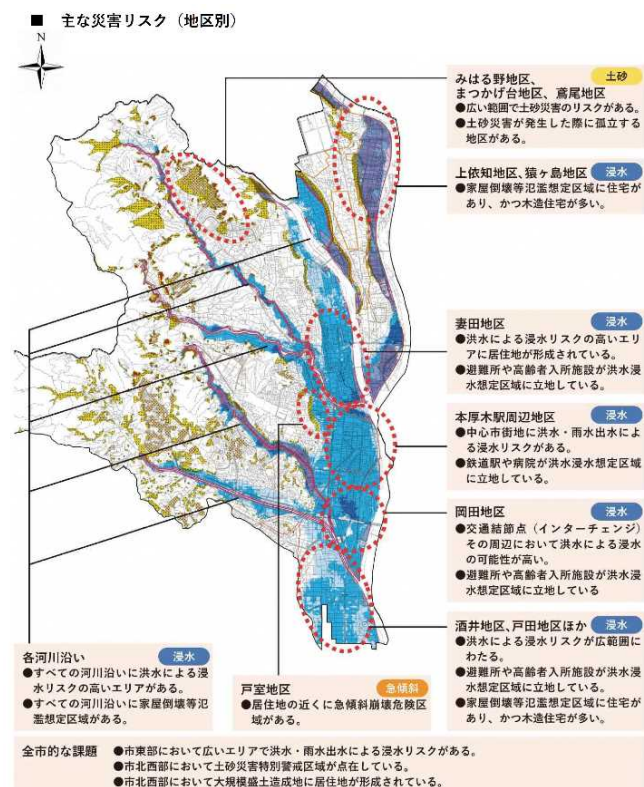
●大規模盛土造成地

・現地調査などを行い、安全性調査の必要性を確認し、必要に応じて詳細調査等の取り組みが必要である。

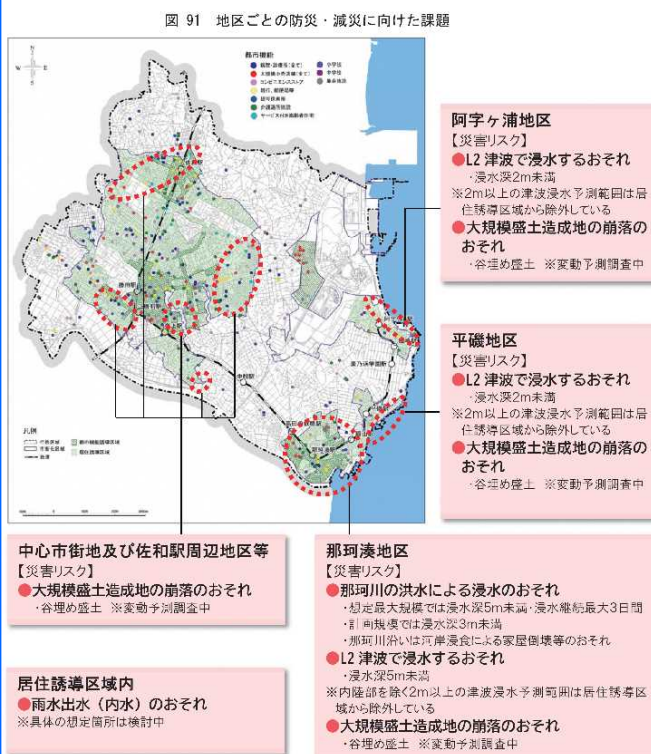
31



参考資料①：厚木市（地区ごとの現状と課題）



参考資料②：ひたちなか市（地区ごとの課題）



32



[協議事項] 市立地適正化計画（防災指針）の検討状況について

(2) 防災指針における水災害への対応方針及び地区ごとの取り組み方針（案）

① 防災指針の水災害規模・頻度に対する対応方針（案）・・・33

② 地区ごとの防災まちづくりの取り組み方針（案）・・・34

(3) 防災指針にあわせ検討している取り扱い（案）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の取り扱い（案）・・・37



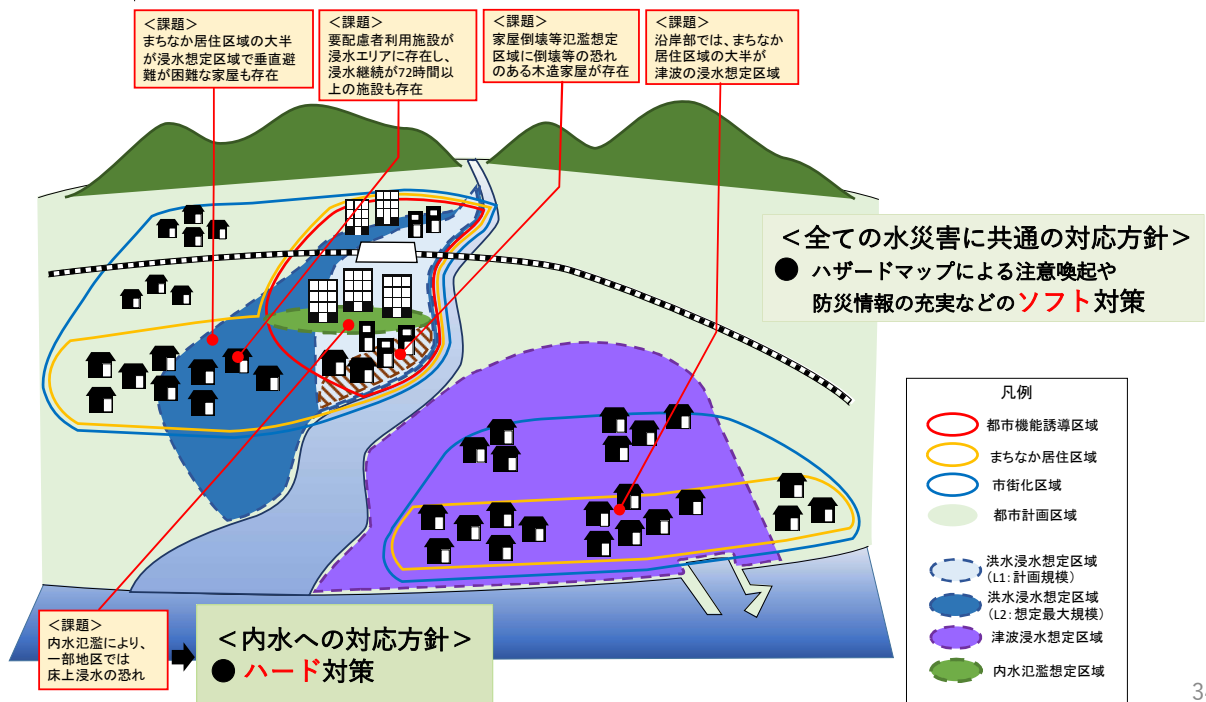
(2) ① 防災指針の水災害規模・頻度に対する対応方針（案）



全体方針：ハード・ソフトの総合的・多層的な取組により都市防災力の強化を図る。

<河川洪水（L1）への対応方針>
① ハード対策 **② 避難対策**
③ 土地利用の規制・誘導

<河川洪水（L2）・津波（最大ハザード）への対応方針>
① 避難を軸とした対策
② 土地利用の規制・誘導



34



(2) ② 地区ごとの防災まちづくりの取り組み方針（案）



取り組み方針(案)	平	内郷	好間	小名浜	勿来	四倉	泉	常磐	いわきNT
洪水浸水(L1) ・河川の改良復旧や河川改修、河道掘削及び伐木等により浸水被害を低減させる。 ・浸水被害低減のための雨水流出抑制施設の設置等の支援策を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	—
洪水浸水(L2) ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導により浸水被害を回避させる。 ・情報伝達手段を強化し、避難の迅速化を図る。 ・民間施設を活用した避難場所の確保を促進する。 ・医療、福祉施設等の避難体制の強化を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	—
雨水出水(内水)浸水 ・内水による浸水被害を低減させる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津波浸水 ・海岸保全施設等の機能の充実・保全により、浸水被害を低減させる。 ・一時避難場所となる公園や緑地、津波避難ビル等の一時避難場所の維持・確保を促進する。 ・情報伝達手段を強化し、避難の迅速化を図る。 ・医療、福祉施設等の避難体制の強化を図る。	—	—	—	○	○	○	—	—	—
土砂災害 ・居住誘導（誘導区域の見直しなど）等により被害を回避する。 ・災害防止のための措置や標識設置等の推進による被害を低減させる。	○	○	○	○	○	○	○	○	—

※ 大規模盛土造成地については、現地調査などを行い、安全性調査の必要性を確認し、必要に応じて詳細調査や予防対策工事などを検討する。

今後

地区ごとの取り組み方針(案)については、地区ごとの課題に対応したものとするため、**災害リスクの回避※1**と**低減※2**を明確にし、**地区ごとに定めるものとする。**

【参考】都市計画運用指針（国土交通省）より】

※1：災害リスクの回避

…災害時に被害が発生しないようにするための取組

※2：災害リスクの低減

…ハード・ソフトの防災・減災対策等により被害を軽減させるための取組

35



(2) ② 地区ごとの防災まちづくりの取り組み方針（案）



<地区ごとの防災まちづくりの主な取り組み方針（イメージ）>

好間地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

内郷地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

常磐地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

泉地区

●洪水

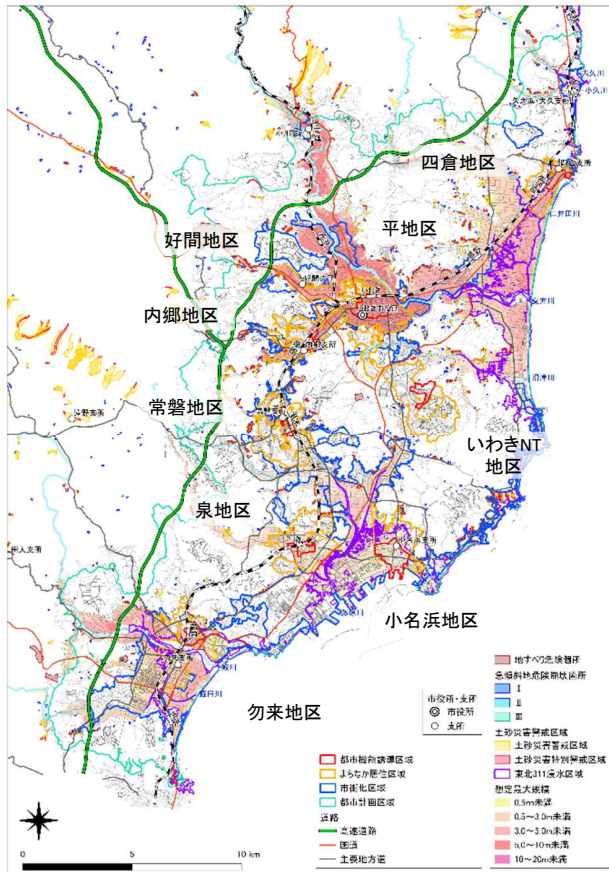
- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

勿来地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

- 津波
 - ・海岸保全施設等の機能の充実・保全 **低減**
 - ・一時避難場所の維持・確保 **低減**
 - ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**



四倉地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

●津波

- ・海岸保全施設等の機能の充実・保全 **低減**
- ・一時避難場所の維持・確保 **低減**
- ・福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

平地区

●洪水

- ・河川の改修、河道掘削及び伐木等の実施 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

小名浜地区

●洪水

- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**
- ・居住誘導等の土地利用の規制・誘導 **回避**
- ・民間施設を活用した避難場所確保の促進 **低減**
- ・医療、福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

●津波

- ・海岸保全施設等の機能の充実・保全 **低減**
- ・一時避難場所の維持・確保 **低減**
- ・福祉施設等の避難体制の強化 **低減**

全域

●全ての災害リスク

- ・ハザードマップによる注意喚起や防災情報の充実 **低減**
- ・情報伝達手段の強化などのソフト対策 **低減**
- ・都市機能の機能継続 **低減**

●雨水出水（内水）

- ・下水道施設整備の推進 **低減**
- ・雨水流出抑制施設等の設置 **低減**

●土砂災害

- ・居住誘導等による土地利用の誘導 **回避**
- ・災害防止措置や標識設置の推進 **低減**

●大規模盛土造成地

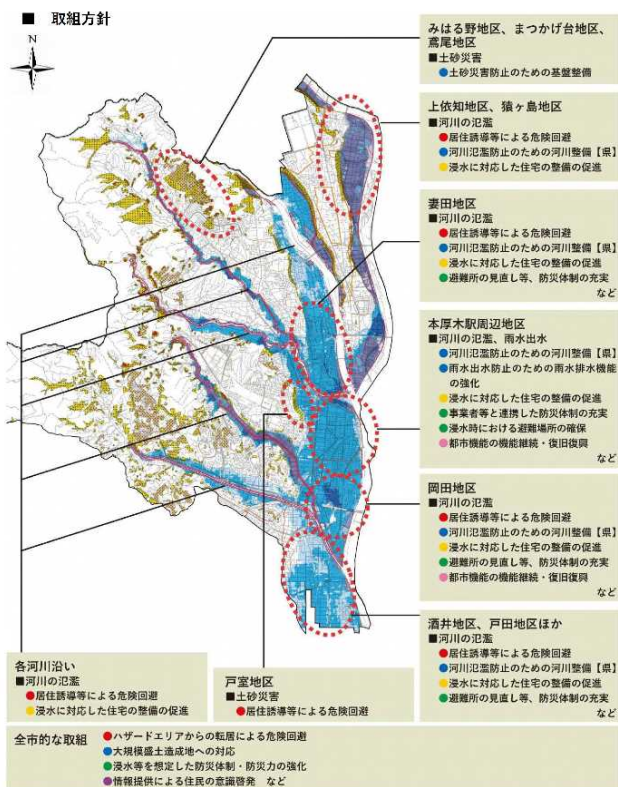
- ・現地調査などを行い、安全性調査の必要性を確認し、必要に応じて詳細調査や予防対策工事などを検討



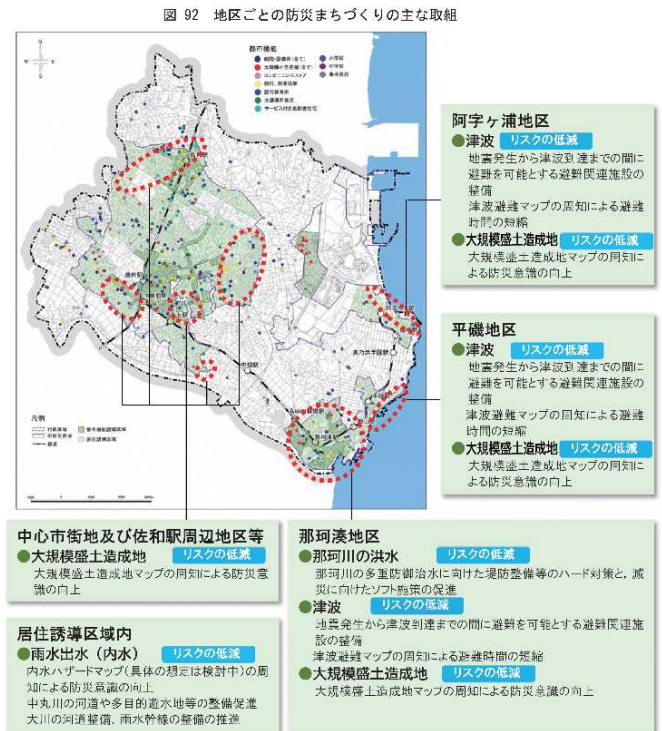
【参考】他都市の事例(立地適正化計画(防災指針))



参考資料①：厚木市（地区ごとの取組方針）



参考資料②：ひたちなか市（地区ごとの取組）





(3) 防災指針にあわせ検討している取り扱い（案）



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の取り扱い（案）

- 現行計画では、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定された区域は、全て誘導区域から除外している。
- しかし、市民からの要望等を受け合意形成を図りながら進めている計画的な市街地整備等の実施に支障をきたしている部分も見受けられる。

➤ このことから、一律に除外するものではなく、

(ア) 特に居住や都市機能の誘導を図るうえで必要な区域

(イ) 土砂災害警戒区域等への現地標識の設置などの避難警戒体制が整備され、かつ地すべり防止工事や急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止のための措置が講じられた区域、または今後災害防止のための措置が見込まれる区域

(ウ) 計画的な市街地整備等の実施が見込まれる区域

これら全てを満たす区域については、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)であっても、誘導区域（まちなか居住区域・都市機能誘導区域）へ追加することができるものとする。

【参考】

国の都市計画運用指針における土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の位置付けについては、「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」とされている。

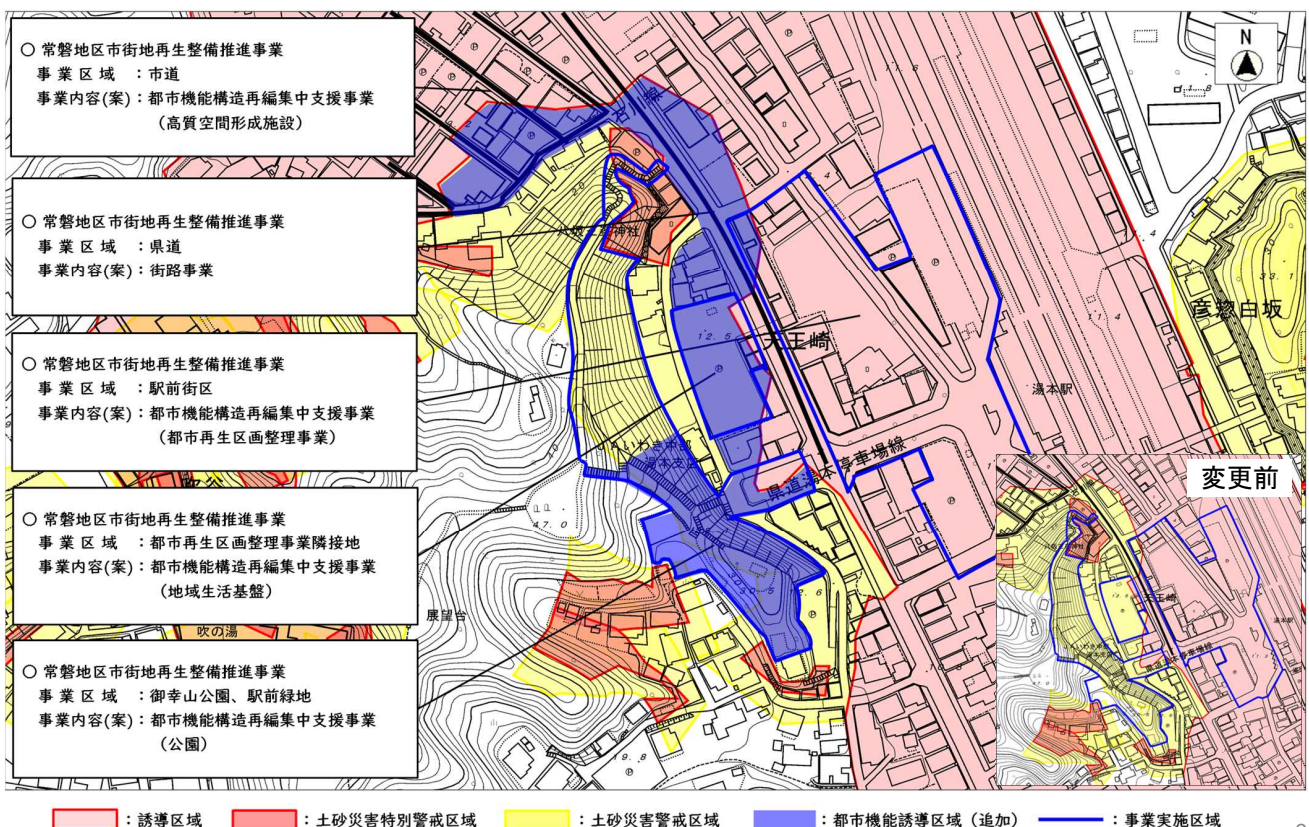
38



(3) 防災指針にあわせ検討している取り扱い（案）



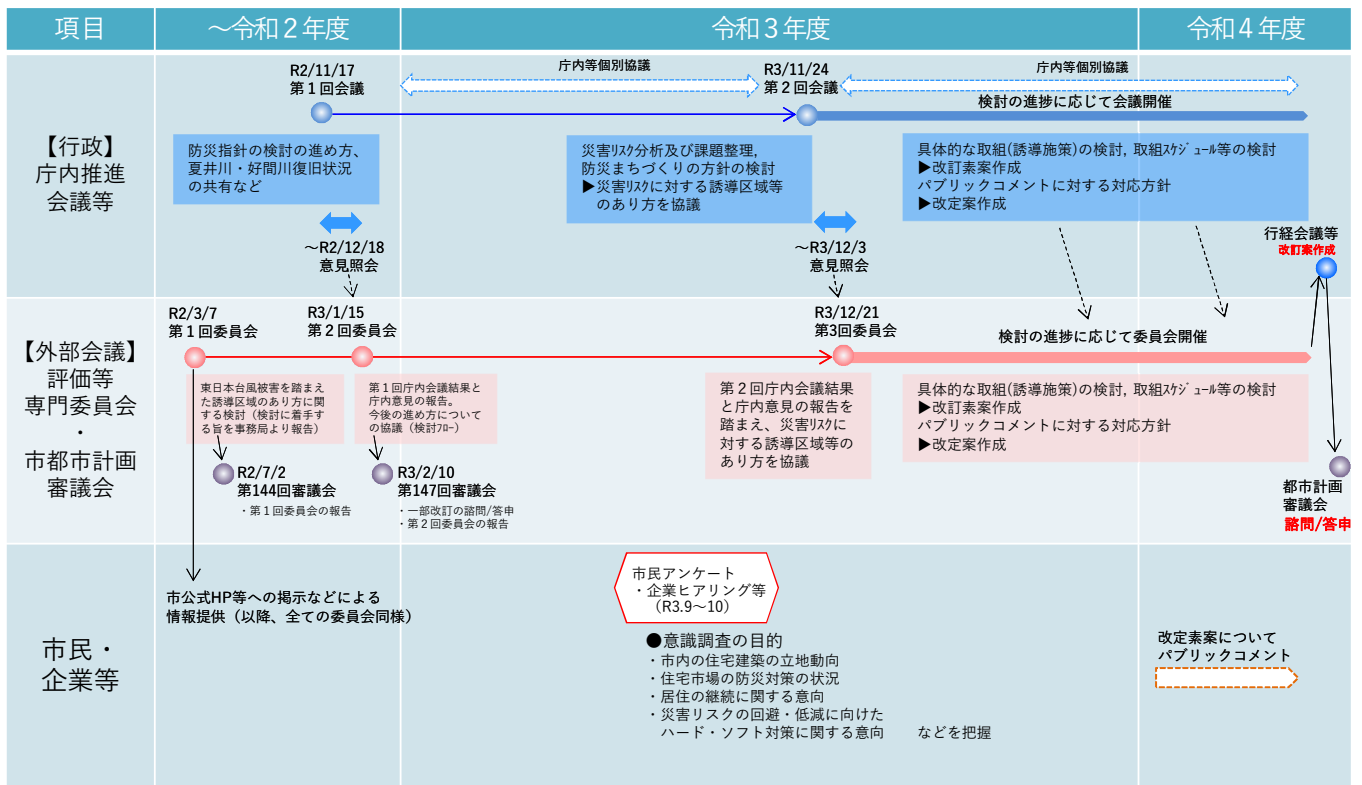
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の取り扱い（具体例）



39



□ その他：防災指針検討スケジュール



40



End



41